

## LPガス販売に関する事業者アンケートについて

「LPガス問題を考える会」は、北海道内におけるLPガス販売の実態を把握し、料金や契約の透明化・適正化を実現するため、販売事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査は2016年12月、経済産業省が液石法施行規則の改正案と販売指針案を発表した直後に、全道約1600事業所の中から355事業所を抽出してアンケート用紙を送付し、2017年1月中旬までに98事業所から回答を得ました。このうち、実名で回答をいただいたのは72事業所、匿名は26事業所でした。

回収率が27.6%と少なかったことは極めて残念ですが、過疎化や積雪寒冷地という悪条件の中で懸命に経営努力を続けている販売店のみなさんから、多くの貴重な意見や情報が寄せられました。特に中小・零細事業者の方々の問題意識に触れることができたのは大きな収穫でした。ご協力に感謝いたします。

当会は、2015年にLPガスを利用している消費者を対象にアンケート調査を行い、その結果を学習パンフレットにまとめ、問題の解決を目指して運動を進めてきました。今回の事業者アンケートを通してLPガス問題への理解がさらに深まり、消費者と事業者が一体となって改革に向けた取り組みが大きく前進することを強く期待いたします。

### LPガス問題を考える会（呼びかけ団体）

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| ■内閣総理大臣認定 適格消費者団体 |                                     |
| NPO法人 消費者支援ネット北海道 | 電話 011-221-5884<br>FAX 011-221-5887 |
| ■一般社団法人 北海道消費者協会  | 電話 011-221-4217<br>FAX 011-221-4219 |
| ■北海道生活協同組合連合会     | 電話 011-841-8601<br>FAX 011-841-8605 |

貴社(店)所在地 (市区町村名まで)

※社(店)名、住所、ご担当者名、連絡先は匿名(未記入)でも結構です。

社(店)名

住所

ご担当者名

連絡先(電話番号またはメールアドレス、FAX 番号)

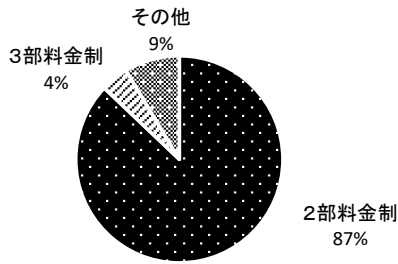
### LPガス販売に関するアンケート (番号を○で囲んでください)

- Q1. 貴社の料金システムは2部料金制ですか、3部料金制ですか。  
① 2部料金制 ② 3部料金制 ③ その他 ( )
- Q2. 契約時に液石法14条で定められた書面を消費者に交付していますか。  
① 必ず交付している ② 交付していない ③ 交付しない場合もある
- Q3. 契約時や料金改定時に料金表を消費者に交付していますか。  
① 必ず交付している ② 交付していない ③ 交付しない場合もある
- Q4. 基本料金、従量料金、設備利用料などの内訳を請求書に明記していますか。  
① 明記している ② 明記していない ③ その他 ( )
- Q5. 戸建て住宅と集合住宅の標準的な料金設定に違いがありますか。  
① どちらも同じ ② 集合住宅を高く設定 ③ その他 ( )
- Q6. 現在、料金メニュー(料金表)は何種類ありますか。複数ある場合は具体的な数字を記入してください。  
① 1種類だけ ② 複数ある(計 種類)
- Q7. 現在、料金表を公表していますか。  
① 公表している ② 公表していない
- Q8. (料金表を公表している場合)どのような方法で公表していますか(複数回答可)。  
① ホームページに掲載 ② パンフレットやチラシ ③ 請求書または領収書に記載  
④ その他の方法 ( )
- Q9. (料金表を公表していない場合)その理由をお答えください。  
( )
- Q10. 北海道内のLPガスの平均価格は他地域より高く、価格差は拡大傾向にあります。その原因は何であるとお考えですか。  
( )
- Q11. LPガス業界における、いわゆる「無償配管」の慣行についてどうお考えですか。  
( )
- Q12. その他、ご意見があればお聞かせください。  
( )

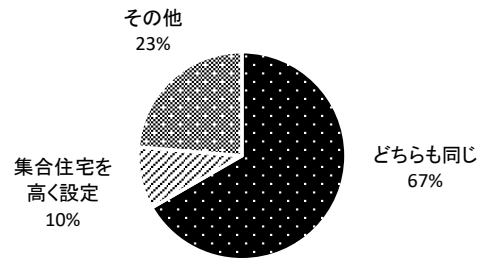
ご協力ありがとうございました。

Q1	2部料金制 81	3部料金制 4	その他 8			
Q2	必ず交付している 96	交付していない 0	交付しない場合もある 1			
Q3	必ず交付している 83	交付していない 2	交付しない場合もある 11			
Q4	明記している 46	明記していない 44	その他 4			
Q5	どちらも同じ 62	集合住宅を高く設定 9	その他 22			
Q6	1種類だけ 26	2種類 18	3種類 13	4種類 4	5種類以上 29	記載なし 4
Q7	公表している 56	公表していない 39				
Q8	ホームページに掲載 4	パンフレットやチラシ 20	請求書または領収書に記載 9	その他の方法 24		

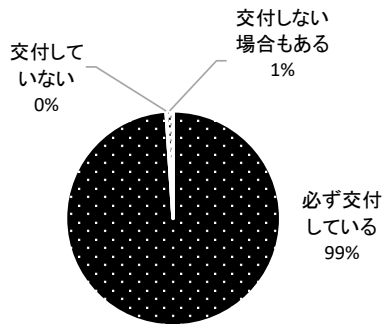
Q1. 貴社の料金システムは、2部料金制ですか、3部料金制ですか。



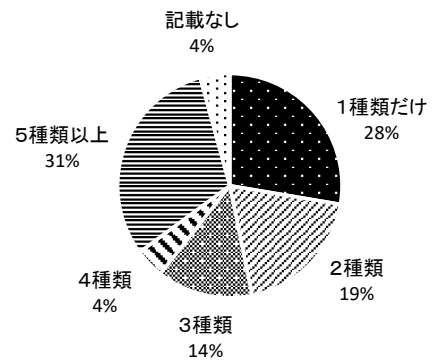
Q5. 戸建て住宅と集合住宅の標準的な料金設定に違いがありますか。



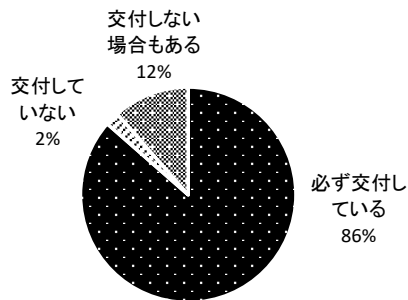
Q2. 契約時に液石法14条で定められた書面を消費者に交付していますか。



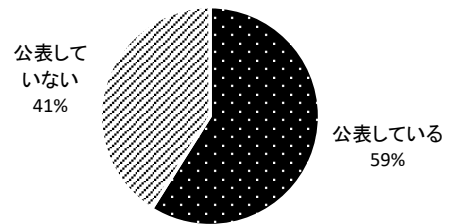
Q6. 現在、料金メニュー（料金表）は何種類ありますか。



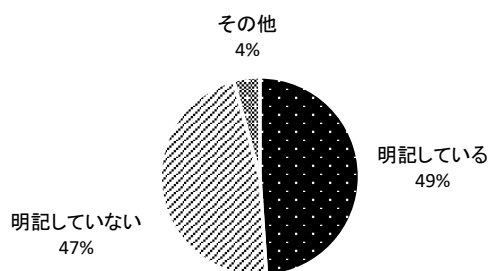
Q3. 契約時や料金改定時に料金表を消費者に交付していますか。



Q7. 現在、料金表を公表していますか。



Q4. 基本料金、従量料金、設備利用料などの内訳を請求書に明記していますか。



Q8. (料金表を公表している場合) どのような方法で公表していますか。

